

# 重大事態への対応マニュアル（美馬市立美馬中学校）

## いじめ事案発生

- (1) 組織員の構成  
既存の学校いじめ対策組織  
調査組織の構成：( 校長・教頭・教務主任・人権教育主事・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・各学級担任・スクールカウンセラー )  
外部人材を加えた組織 の組織に加える人材のみ記載する  
調査組織の構成：( 学校運営協議会委員 )
- (2) マスコミへの対応  
窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者： 教頭 ）

## 重大事態の発生（疑いを含む）

所管教育委員会に報告する （学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

重大事態の調査組織を設置する （学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・又は のどちらが調査の主体となるかを決定する。  
既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織  
調査を行うための第三者組織（ 美馬市適応指導教室スーパーバイザー・スクールソーシャルワーカー・人権養護委員 ）

被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒とその保護者，加害生徒とその保護者に から を説明をする。
- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。  
調査の目的・目標 調査主体 調査時期・期間  
調査事項・調査対象 調査方法 調査結果の提供

調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）  
文書情報の整理 アンケート調査の実施（背景調査の指針P17）  
聞き取り調査の実施（背景調査の指針P18） 時系列にまとめて分析する。  
情報の整理（背景調査の指針P19）

調査結果を所管教育委員会に報告する

調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。（背景調査の指針P20）
- ・報告書の取りまとめをする。（背景調査の指針P20）

【参照】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）

平成30年3月作成  
令和3年4月改訂  
令和5年7月改訂